農業の未来を考える

「地域計画」

高齢化や人口減少により農業の後継者不足が深刻化していることから、このまま減少が続くと遊休農地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されます。こうした課題の解決には、誰がどのようにして地域農業を守っていくのかなど、将来の農地利用の姿について考えていく必要があります。

国では、これまでの「人・農地プラン」を法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農用地の姿を明確にする「地域計画」を定めることとなりました。

今月は地域計画の策定について特集します。

〈問い合わせ先〉
農林振興課　農政係　☎45―4531

○「地域計画」とは

地域農業を維持するため、耕作を行う中心的な農地を集約するとともに農地を集約することや、「将来、地域の農地を誰がどのように利用し、守っていくのか」「地域農業を支える環境をどのように維持・発展させていくのか」などについて地域ごとに話し合いを行います。

また、将来の農地利用の姿を明確化するとともに、将来、誰が農地を利用するかを表した「目標地図」も作成します。

なお、地域計画の策定区域は市町村ごとされており、本町では地区ごと（野沢・尾野本・群岡・新郷・奥川）に5つの計画を策定しました。

この計画は、令和7年3月末までに策定しなければなりません。

○策定までの経緯

令和6年1月に自治区長などを対象とした説明会を開催しました。その後、各自治区で耕作者を中心に、農業の将来像や1筆（土地を表す単位）ごとに今後の耕作者について話し合いを行い、大字単位での協議の場を経て地域計画が出来上がりました。

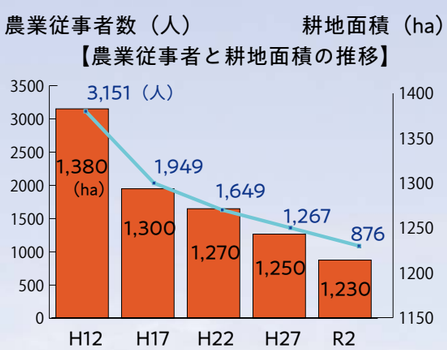

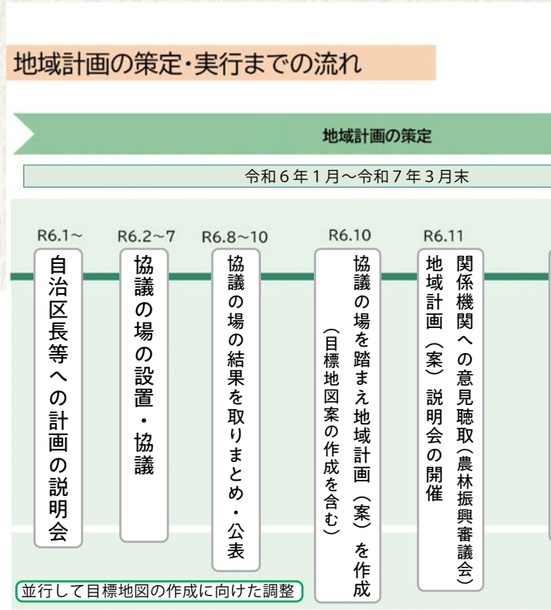

○地域計画策定のメリット

・将来の地域内の農地を「誰が耕作するのか」見通しをつけることができる。
・地域での進むべき農業の姿を定めることができる。
・今後農業を継続していく人が、農地の集積や集約を行うことにより耕作しやすい営農環境に変えていくことができる。
・農地を集積・集約する場合、「機構集積協力金」の交付を受けることができる。

○見えてきた町の状況

〈現状と課題〉

この計画づくりを通して、野沢、尾野本の一部地域では農業法人などの設立や農地の集積・集約化が図られています。全体的に高齢化と後継者不足による遊休農地の増加、水利施設などの老朽化による維持管理の負担増加、有害鳥獣被害の増加が浮き彫りとなりました。

尾野本以外では今後、耕作面積の減少が見込まれています。

〈将来の在り方〉

・本町には食味の良い米が収穫できる圃場が点在しているので、こうした農地をできる限り維持・保全していく
・農地中間管理機構を通して大規模農家などに農地を集積・集約していく
・守るべき農地と利用困難な農地を棲み分け、農地の効率的利用を図る

などの意見がありました。

また、「今後も水稲を主要作物としながら、水利の不便な農地については畑作物への転換を進める」「有機栽培米の栽培面積拡大や農作物のブランド化により農産物の付加価値を高め農業所得の向上を図る」「中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度（水・土・里事業）を活用して農地を維持保全していく」ことが計画として出されました。

○地域計画の見直し

地域計画は一度作って終わりではありません。今後地域農業の将来の在り方や目標地図に位置付けられた耕作者が変更となった場合には協議の場を設けて見直しを行い、計画を変更していきます。

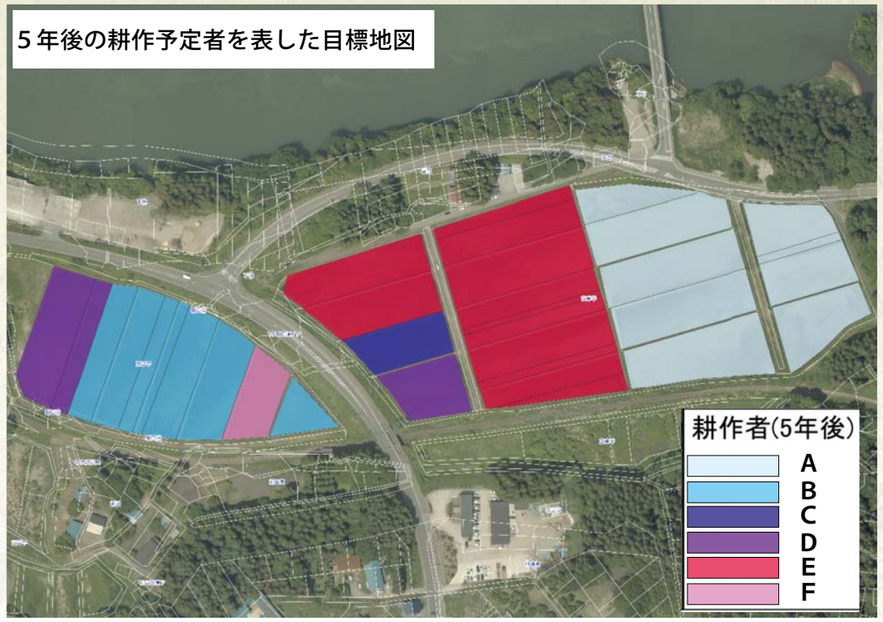

○他の制度との関わり

現在、地域計画と関連した事業として次のものが掲げられます。

①国などの農業関係補助事業の採択要件として、地域計画の「農業を担う者一覧」への掲載が要件となる見込みです。
②農地転用や農振農用地区域除外を行う時（公共用地等の買収や農地以外への地目の変更など）は、初めに地域計画の除外手続きが必要になります。
③4月以降、農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構（農地バンク）を通して手続きを行うこととなりますが、目標地図に位置付けられている人以外に貸すことができません。
④中山間地域等直接支払制度の対象農用地は、農振農用地（青地）区域内かつ地域計画区域内の農用地です。（町では対象農用地は農振農用地（青地）区域内と地域計画区域内は同じ農地です。）